平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十五年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「措置並びに」の下に「岩手県岩手郡雫石町及び紫波郡紫波町、」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝
厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　太田　昭宏

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第二項の規定に基づき児童扶養手当等の改定額を定める政令の一部を改正する等の政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第二百六十一号

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第二項の規定に基づき児童扶養手当等の改定額を定める政令の一部を改正する等の政令

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十九号）の一部の施行に伴い、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律（平成十七年法律第九号）第二項及び児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第二項の規定に基づき児童扶養手当等の改定額を定める政令の一部改正）

第一条　児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第二項の規定に基づき児童扶養手当等の改定額を定める政令（平成十八年政令第百十一号）の一部を次のように改正する。

表の中欄中「四万千八百八十円」を「四万千四百三十円」に、「三万三千九百円」を「三万三千五百七十円」に、「五万九百円」を「五万四百円」に、「一万四千四百三十円」を「一万四千二百八十円」に、「二万六千五百二十円」を「二万六千二百六十円」に、「十三万七千八百四十円」を「十三万六千四百八十円」に、「四万七千四百四十円」を「四万六千九百七十円」に、「一万七千円」を「一万六千八百三十円」に改め、同表の下欄中「四万千四百三十円」を「四万千百四十円」に、「三万三千五百七十円」を「三万三千三百三十円」に、「五万四百円」を「五万五十円」に、「一万四千二百八十円」を「一万四千百八十円」に、「二万六千二百六十円」を「二万六千八十円」に、「十三万六千四百八十円」を「十三万五千五百四十円」に、「四万六千九百七十円」を「四万六千六百五十円」に、「一万六千八百三十円」を「一万六千七百二十円」に改める。

（児童扶養手当法施行令の特例）

第二条　平成二十五年十月以降の月分の児童扶養手当について、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第一項の規定の適用がある場合においては、児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第二条の四第二項中「〇・〇一七九八二七」とあるのは、「〇・〇一八一六一八」とする。

附　則

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第二百六十二号

平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第一条　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「附則第七条第二項」を「附則第七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第七条第二項」に改め、同条中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「政令で定める率は、〇・九七八」を「当該年度の国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率は〇・九九〇とし、当該各号に掲げる規定に規定する〇・九七八に当該政令で定める率を乗じて得た率を基準として政令で定める率は〇・九六八」に改め、同条第一号中「附則第七条第二項」を「附則第七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第七条第二項」に改め、同条第二号中「附則第八条第二項」を「附則第八条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第八条第二項」に改め、同条第三号中「附則第二十七条第二項」を「附則第二十七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十七条第二項」に改め、同条第四号中「附則第二十八条